

令和3年2月15日

労使関係団体の長様

静岡労働局長

緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス  
感染症への感染予防及び健康管理について（要請）

平素より、労働行政の推進に当たっては格別のご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、令和3年2月2日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言の延長が決定され、栃木県を除く10都道府県については、3月7日まで緊急事態措置の実施期間が延長されたところです。

また、これに伴って改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においては、「職場への出勤等」の項目において、従来の取組に加え、「感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。」などの事項が新たに示されたところです。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に当たって、事業場において特に留意すべき事項となる「取組の5つのポイント」について、あらゆる機会を捉え、管内の事業場に対して取組状況の確認を働きかけるとともに、静岡労働局労働基準部健康安全課に「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」を新たに設置し、事業主や労働者の皆様からの相談等への対応に万全を期すことといたしました。

つきましては、貴団体の関係事業場に対し、「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」の設置について周知いただくとともに、各事業場において、リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」（別添）も含めた関連資料

【[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16543.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16543.html)】を活用した職場における新型コロナウイルス感染防止対策の徹底が図られるよう、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



## 職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため ～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず次に示す～取組の5つのポイント～が実施できているか確認しましょう。
- ～取組の5つのポイント～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施の事項がある場合には、「**職場における感染防止対策の実践例**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染症拡大防止対策を検討していただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご活用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

### ～取組の5つのポイント～

| 実施できていれば <span style="font-size: 2em;">✓</span> | 取組の5つのポイント   |
|---|--|
| <input type="checkbox"/>                        | テレワーク・時差出勤等を推進しています。   |
| <input type="checkbox"/>                        | 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。                      |
| <input type="checkbox"/>                        | 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。                   |
| <input type="checkbox"/>                        | 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。 |
| <input type="checkbox"/>                        | 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。           |

# テレワークの積極的な活用について

- 厚生労働省では、テレワーク相談センターにおける相談支援、労働時間管理の留意点等をまとめたガイドラインの周知等を行っています。
- さらに、テレワークの導入にあたって必要なポイント等をわかりやすくまとめたリーフレットも作成し、周知を行っています。
- こうした施策も活用いただきながら、職場や通勤での感染防止のため、テレワークを積極的に進めてください。

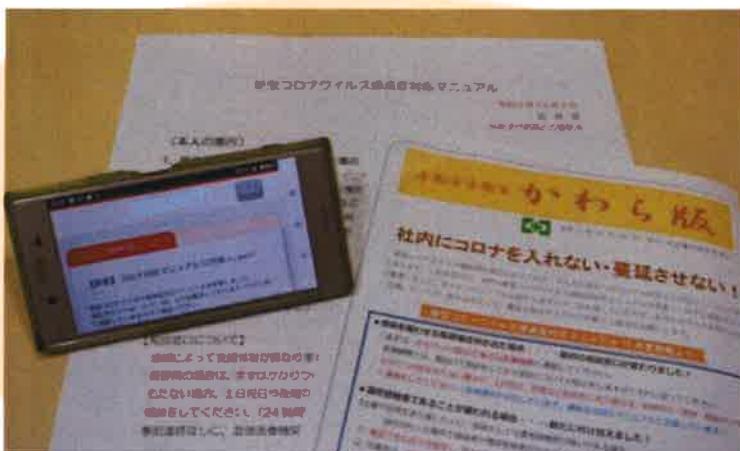
リーフレットは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

#### 新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成（製造業）



サーマルシステムの導入（社会福祉法人）

- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。

#### [手順]

- ①感染リスクのある社員の自宅待機
- ②濃厚接触者の把握
- ③消毒
- ④関係先への通知など

手順全文は  
(独)労働者健康安全機構  
長野産業保健総合支援  
センターホームページから  
ダウンロード可能です。



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

### ○ 密とならない工夫

#### I Tを活用した対策（建設業）



- スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

#### I Tを活用した説明会の開催（その他の事業）



- WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

# 職場における感染防止対策の実践例

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策（小売業）



- 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 社員食堂での対策（製造業）



- 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

## ○ 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒（宿泊業）



- 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒（製造業）



- 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## ○ その他の取り組み

### 外国人労働者への感染防止対策の周知（建設業）



Phong chống nhiễm khuẩn 5 (Coronavirus)

- 手洗い！うがい！確実に！
- ナフタリラ（離脱式手洗い場所）
- 再検査室（発熱検査室）
- 人混み避けよう！マスクせよ！
- のぼり旗（休憩所）
- Rửa tay súc miệng chắc chắn!
- Có đủ giấy ngủ!
- Đừng quên kiểm tra nhiệt độ mỗi sáng!
- Hãy tránh đám đông! Đặt trên một mặt nạ!
- Hãy chắc chắn để thông gió khu vực còn lại!

- 建設現場に入場する外国人向け安全衛生の資料に、新型コロナウイルス感染症の注意点を外国語に翻訳したものを掲載し、周知徹底を図った。

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、感染症対策の実施状況について確認し、職場の実態に即した対策を労使で検討していただくことを目的としたものです。
- 職場での対策が不十分な場合やどのような対策をすればよいかわからない場合には、感染症対策の実践例を参考に検討してください。
- 項目の中には、業種、業態、職種などにより対応できないものがあるかもしれません。すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。
- 職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に継続して、実施いただくことが大切です。

### 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

| 項目  | 確認     |
|---|--------|
| 1 感染予防のための体制  |        |
| ・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。            | はい・いいえ |
| ・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）  | はい・いいえ |
| ・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。  | はい・いいえ |
| ・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。  | はい・いいえ |
| ・安全衛生委員会、衛生委員会の効用が高まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実情を踏まえた、実現可能な対策を議論している。 | はい・いいえ |
| ・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実現について、労働者全員に周知を行っている。            | はい・いいえ |
| ・新型コロナウイルス陽性確認アプリ(COCOA)を通知し、インストールを労働者に勧奨している。                                     | はい・いいえ |
| 2 感染防止のための基本的な対策  |        |
| 1. 事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」  |        |
| ・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。  | はい・いいえ |
| 2. 感染防止のための3つの基本：1. 身体的距離の確保、2. マスクの着用、3. 手洗い                                       |        |
| ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）を保つことを求めている。   | はい・いいえ |
| ・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。  | はい・いいえ |
| ・公共交通機関にいふとあらぬ話をすると多くて、座席がなくともマスクの着用を求めないみ  |        |

チェックリストは  
厚生労働省  
ホームページから  
ダウンロード可能です。



## 職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー連絡先

### 受付時間

平日（月～金曜日）

午前 8:30～午後 5:15

|     |              |     |              |     |              |
|-----|--------------|-----|--------------|-----|--------------|
| 北海道 | 011-709-2311 | 石川  | 076-265-4424 | 岡山  | 086-225-2013 |
| 青森  | 017-734-4113 | 福井  | 0776-22-2657 | 広島  | 082-221-9243 |
| 岩手  | 019-604-3007 | 山梨  | 055-225-2855 | 山口  | 083-995-0373 |
| 宮城  | 022-299-8839 | 長野  | 026-223-0554 | 徳島  | 088-652-9164 |
| 秋田  | 018-862-6683 | 岐阜  | 058-245-8103 | 香川  | 087-811-8920 |
| 山形  | 023-624-8223 | 静岡  | 054-254-6314 | 愛媛  | 089-935-5204 |
| 福島  | 024-536-4603 | 愛知  | 052-972-0256 | 高知  | 088-885-6023 |
| 茨城  | 029-224-6215 | 三重  | 059-226-2107 | 福岡  | 092-411-4798 |
| 栃木  | 028-634-9117 | 滋賀  | 077-522-6650 | 佐賀  | 0952-32-7176 |
| 群馬  | 027-896-4736 | 京都  | 075-241-3216 | 長崎  | 095-801-0032 |
| 埼玉  | 048-600-6206 | 大阪  | 06-6949-6500 | 熊本  | 096-355-3186 |
| 千葉  | 043-221-4312 | 兵庫  | 078-367-9153 | 大分  | 097-536-3213 |
| 東京  | 03-3512-1616 | 奈良  | 0742-32-0205 | 宮崎  | 0985-38-8835 |
| 神奈川 | 045-211-7353 | 和歌山 | 073-488-1151 | 鹿児島 | 099-223-8279 |
| 新潟  | 025-288-3505 | 鳥取  | 0857-29-1704 | 沖縄  | 098-868-4402 |
| 富山  | 076-432-2731 | 島根  | 0852-31-1157 |     |              |

※雇用調整助成金の特例措置に関するお問い合わせはこちら

<学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金センター>

0120-60-3999